

都市計画法に基づく

田原市開発許可制度取扱基準

令和6年11月 改正

本取扱基準の位置づけ

田原市における開発許可等の審査基準は、愛知県開発許可技術基準、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第1号から第13号までの規定に基づく愛知県許可基準及び運用基準並びに同条第14号の規定に基づく愛知県開発審査会基準及び運用基準（以下「愛知県許可基準」という。）を準用しているが、地域の実情に応じ愛知県許可基準によりがたい場合又は定めのない場合の基準を本取扱基準にて定めるものとする。

<凡例>

略表記

法……………都市計画法（昭和43年法律第100号）
令……………都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
規則……………都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）
技術基準……………愛知県開発許可技術基準（昭和45年11月施行）

基準制定・改廃年月日

平成29年 4月 1日制定
平成30年 4月 1日改正
平成31年 4月 1日改正
令和 2年 4月 1日改正
令和 3年 4月 1日改正
令和 3年 7月 1日改正
令和 3年12月 1日改正
令和 6年11月 1日改正

＝目次＝

開発行為について	- 1 -
形質の変更	- 1 -
法第 33 条（道路）について	- 2 -
敷地が接する道路の幅員の取扱い	- 2 -
区域外道路との接続の取扱い	- 3 -
隅切りの取扱い	- 3 -
袋路状の道路の取扱い	- 4 -
平面交差の取扱い	- 5 -
縦断曲線の緩和の取扱い	- 5 -
法第 34 条第 1 号について	- 6 -
農業用機械器具等小売業	- 6 -
法第 34 条第 2 号について	- 7 -
法第 34 条第 2 号の運用基準	- 7 -
法第 34 条第 4 号について	- 8 -
農業技能実習生支援施設	- 8 -
法第 34 条第 9 号について	- 9 -
遮光のための塀等	- 9 -

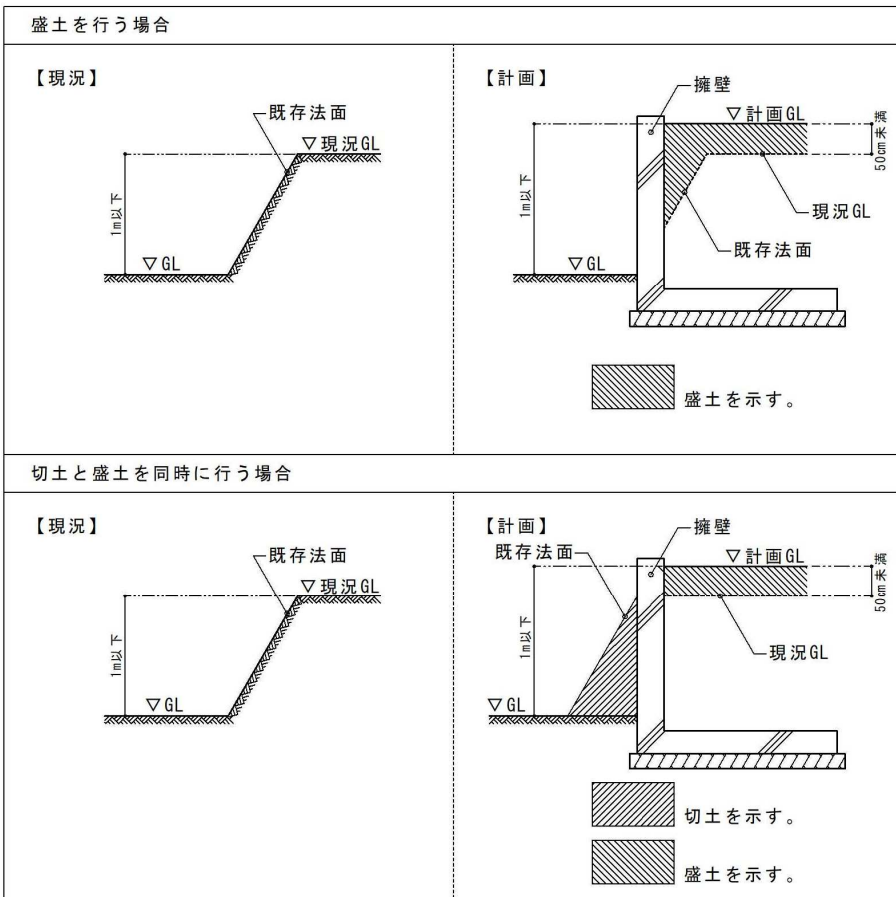
形質の変更

(平 29.4[改正]平 30.4 令 6.11)

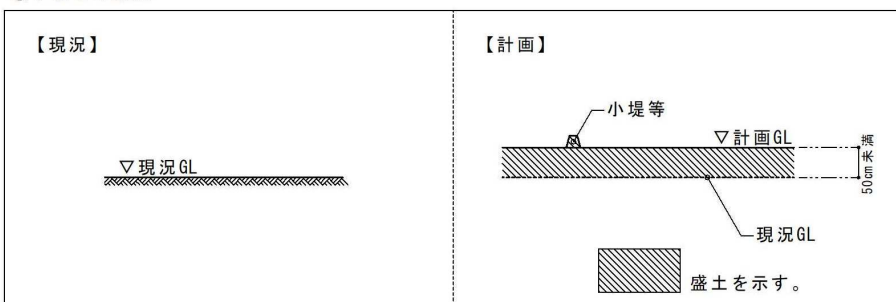
開発行為は、法第4条第12項の規定により「主として…(略)…土地の区画形質の変更をいう。」と定義されている。このうち形質の変更とは、切土、盛土等によって土地の物理的形狀を変更することをいい、田原市では50センチメートル以上の切土、盛土等を行うものを開発行為として取り扱う。ただし、次の各号に掲げる行為については、原則として開発行為には該当しないものとする。

- (1) 建築物又は特定工作物本体の工事に伴う土地の掘削等の行為
- (2) 1メートル以下の既存法面を擁壁等で保護する行為(下図①参照)
- (3) 溢水を防ぐための小堤等の築造(下図②参照)

① 既存法面の保護



② 小堤等の築造



敷地が接する道路の幅員の取扱い

（平30.4）

技術基準3-(1)について、次の各項のとおり取り扱うものとする。

- 1 ただし書の「通行上支障がない場合」とは、次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - （1） 住宅用の開発にあっては、道路管理者と法第32条に基づく協議をし、同意が得られるもの
 - （2） 住宅用以外の開発にあっては、当該開発行為に伴う具体の通過交通の検証により通行上支障がないと認められるもの。ただし、予定建築物の用途により、通行上支障となる通過交通の増加が生じないと認められるものは前号の扱いとする。
- 2 ②の「予定建築物等の用途等から、特に通行の安全上支障がないと認められる場合（令第25条第2号ただし書）」とは、次の各号に該当するものであること。
 - （1） 予定建築物の用途は、多数の車両の出入りが認められないもの（原則として、商業施設、流通業務施設等は該当しない。）
 - （2） 開発区域が10,000平方メートル未満であるもの

【参考】◇開発許可制度運用指針Ⅰ-5-1、④、⑤

区域外道路との接続の取扱い

(平 30.4[改正] 令 2.4 令 3.4)

技術基準3-(2)について、次の各項のとおり取り扱うものとする。

- 1 「開発区域内の主要な道路」は、道路の幅員、形状、延長、開発区域外の道路への接続状況等を総合的に勘案して判断する。
- 2 「規定値以上の幅員を有する開発区域外の道路」は、次の各号に該当する道路とする。
 - (1) 建築基準法第42条に規定する道路(法第36条第3項の公告後、開発区域の一部と開発区域外の既存の道路を合わせて建築基準法第42条第1項第2号に該当することとなる道路を含む。)
 - (2) いずれかの第一交差点(建築基準法第42条に規定する道路(袋路地状の道路を除く。))との交差点をいう。)まで規定値以上の幅員を有する道路(法第36条第2項の検査時点において、開発区域の一部を合わせて規定値以上の幅員を有することとなる開発区域外の既存の道路を含む。)
- 3 「幅員」は、道路幅員とする。
- 4 「開発区域内の主要な道路」は、一以上の「規定値以上の幅員を有する開発区域外の道路」に接続するものとする。
- 5 「車両の通行に支障がない限り」とは、次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 住宅用の開発にあつては、道路管理者と法第32条に基づき協議をし、同意が得られるもの
 - (2) 住宅用以外の開発にあつては、当該開発行為に伴う具体の通過交通の検証により通行上支障がないと認められるもの。ただし、予定建築物の用途により、通行上支障となる通過交通の増加が生じないと認められるものは前号の例による。

隅切りの取扱い

(平30.4)

技術基準3-(8)について、次の各項のとおり取り扱うものとする。

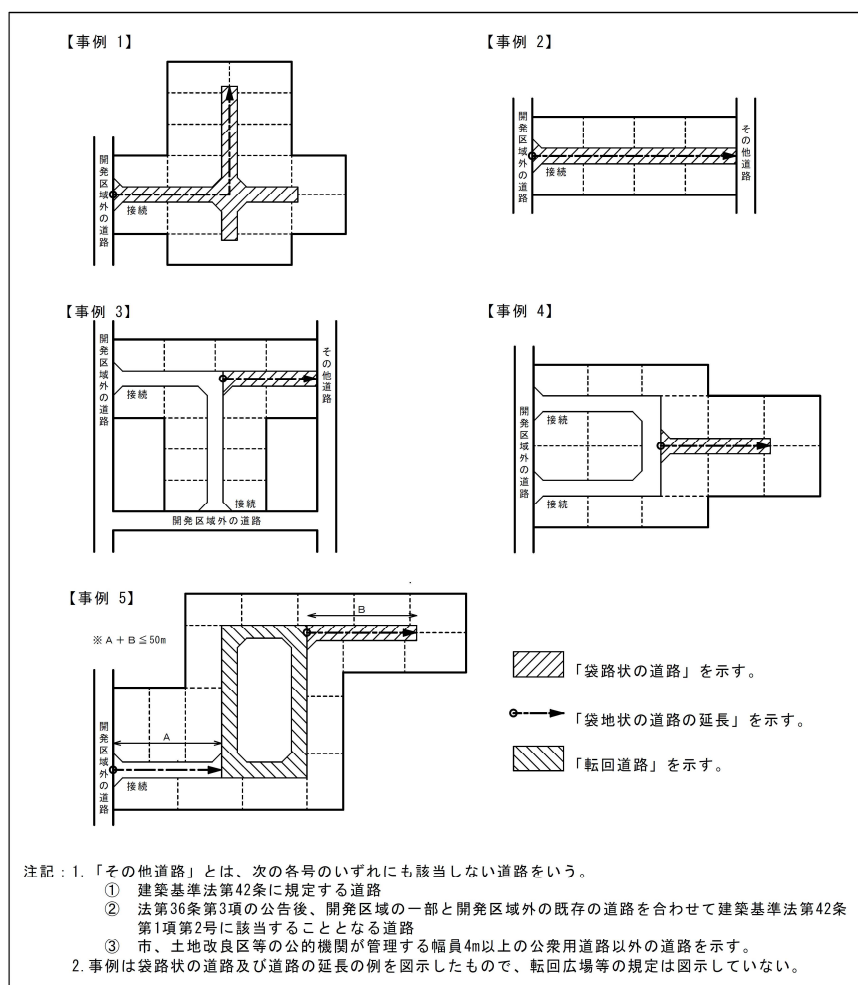
- 1 「隅切りの長さ」は、道路管理者と法第32条に基づく協議をし、同意が得られた場合はこれによることができるものとする。
- 2 開発区域外の道路に歩道がある場合、道路管理者と法第32条に基づく協議をし、同意が得られた場合は隅切りの設置を要しないものとする。

袋路状の道路の取扱い

(平30.4[改正]令3.12)

技術基準3-(12)について、次の各項のとおり取り扱うものとする。

- 1 次の各号のいずれかに該当する開発区域内の道路は、原則として「袋路状の道路」として取り扱う。
 - (1) 一端のみが開発区域外の建築基準法第42条に規定する道路(以下「開発区域外の道路」という。)に接続するもの。ただし、他端が法第36条第3項の公告後、開発区域の一部と開発区域外の既存の道路を合わせて建築基準法第42条第1項第2号に該当することとなる道路、市若しくは土地改良区等の公的機関が管理する幅員4メートル以上の道又は120平方メートル以上の画地等の周囲を転回できる道路(以下「転回道路」という。)に接続するものを除くものとする。(事例1、2、5A参照)
 - (2) 前号に掲げる以外のもので、当該開発区域内において袋路状となる部分(転回道路を除く。)(事例3、4、5B参照)
- 2 袋路状の道路の延長は、前項各号の袋路状となる部分を起点として最長となる距離とする。ただし、一端のみが開発区域外の道路に接続し、他端が転回道路に接続する部分は、当該袋地状の道路の延長に算入する。(ただし書き:事例5参照)



平面交差の取扱い

(平31.4)

技術基準3-(7)に規定する「平面交差点の交差角は…原則として75度未満の交差角としないこと」の例外は、交差角が60度以上で、かつ、道路管理者と法第32条に基づく協議をし、同意が得られたものとする。

縦断曲線の緩和の取扱い

(平31.4)

技術基準3-(11)に規定する「縦断曲線の長さ」は、道路管理者と法第32条に基づく協議をし、同意が得られた場合は、下式によることができる。

a. 衝撃緩和に必要な縦断曲線長

縦断勾配の変移する箇所では運動量の変化により衝撃を受ける。この衝撃を緩和するためには、縦断勾配の変移点に縦断曲線を挿入して緩和する必要がある。

この衝撃緩和曲線長として一般的には次式が経験的に知られている。

$$L_v = \frac{V^2 \Delta}{360}$$

ここで L_v ：縦断曲線長 (m)

V ：走行速度 (km/h)

Δ ：縦断勾配の代数差の絶対値 (%)

各設計速度に必要な長さを求めると表 3-47 のようになる。

表 3-47 衝撃緩和に必要な縦断曲線長

設 計 速 度(km/h)	120	100	80	60	50	40	30	20
必要縦断曲線長 (m)	40.0 i	27.8 i	17.8 i	10.0 i	7.0 i	4.4 i	2.5 i	1.1 i
必要縦断曲線半径 (m)	4,000	2,780	1,780	1,000	700	440	250	110

$$i = |I_1 - I_2| \text{ (}\%)$$

【参考文献】◇道路構造令の解説と運用(平成27年6月 日本道路協会)

農業用機械器具等小売業

(平31.4)

法第34条第1号の許可基準第2項2号、第3号、第4号及び第8号の規定は、別表に掲げる農業用機械器具等小売業(日本標準産業分類 6041、6042、6043)(修理を目的とした修理業を含む。)に係る店舗等で敷地が[※]6メートル以上の道路に接するものについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 許可基準第2項第2号 申請地は、市街化調整区域の既存集落の建築物の敷地に近接する土地であること。
- (2) 許可基準第2項第3号 建築物の延べ面積は、事業計画に照らし適正なものであること。
- (3) 許可基準第2項第4号 申請地の規模は、2,000平方メートル以下であること。
- (4) 許可基準第2項第8号 店舗等の管理施設及び倉庫の規模は、事業計画に照らし適正なものであること。

法第34条第2号の運用基準

(平31.4[改正]令2.4)

法第 34 条 第 2 号に規定する市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な建築物は、自己の業務の用に供するもので、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 法第34条第2号の運用に係る田原市観光開発計画(以下「観光開発計画」という。)に適合するもので、次の各号に該当するもの
 - (1) 申請地の規模は、事業計画に照らし適正なものであること。
 - (2) ホテル、旅館及び保養所にあつては、敷地内に3%以上の緑地が確保されたものであること。
- 2 観光農園に付属する建築物は、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 予定建築物の用途は次に掲げるものとする。
 - ア 観光農園に必要な事務所、待合所、手洗い場、トイレ、倉庫等
 - イ 主として観光農園で生産された農産物を提供する飲食店
 - ウ 主として観光農園で生産された農産物を販売する直売所
 - (2) 申請地は、次のいずれかに掲げるものとする。
 - ア 観光開発計画に定める観光開発計画区域のうち、サンテパルク地区、伊良湖岬地区及び旧花の村地区内の土地
 - イ 一般国道に接する土地
 - ウ 観光農園の敷地から100メートル以内の土地
 - (3) 申請地の規模は、次に掲げるものとする。
 - ア 前号ア及びイに掲げる申請地 事業計画に照らし適正なものであること。
 - イ 前号ウに掲げる申請地 500平方メートル以下(路地状部分を除く。)であること。なお、申請者が申請地以外の土地に第1号に掲げる建築物を所有する場合、この申請地以外の土地及び申請地の規模の合計は、500平方メートル以下(路地状部分を除く。)であること。
 - (4) 建築物の規模は、事業計画に照らし適正なものであること。
 - (5) 建築物の高さは、10メートル以下であること。
 - (6) 敷地が接する道路は、建築基準法第42条第1項に規定する道路若しくは市又は土地改良区等の公的機関が管理する幅員4メートル以上の公衆用道路であること。
 - (7) 居住施設を含まないこと。
- 3 公共施設の建設に支障のない計画であること。
- 4 必要に応じた駐車場が、敷地内又は隣接地等に適切に確保されたものであること。
- 5 予定建築物は周辺の環境及び景観に配慮したものであること。
- 6 他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

農業技能実習生支援施設

(平31.4)

相当期間適正に利用された建築物の用途変更で、申請の内容が次の各号に該当するものは、法第34条第4号に規定する農業の用に供する建築物で法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものとして取り扱う。

- (1) 都市計画法上、適正に建築された後、原則として10年以上適正に利用された建築物であること。
- (2) 申請者は、農業を営む者で、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第8条の認定を受けたものであること。
- (3) 用途変更後の建築物は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省令第3号／厚生労働省令第3号)第14条第1号に規定する技能実習生のための適切な宿泊施設であること。
- (4) 申請地は、申請者の居住地又は耕作地から6キロメートル以内にある土地であること。
- (5) 申請地の規模は、1,000平方メートル以下であること。
- (6) 建築物の高さは、10メートル以下であること。
- (7) 共同建て及び長屋建てでないこと。

遮光のための塀等

(平30.4[改正]平31.4)

法第34条第9号の運用基準第3項第2号キの適用について、次の各号のいずれかに該当するものは、遮光のための塀等を設けることを要しない。

- (1) 建築物等により自動車のヘッドライト等の光を有効に遮断できる部分
- (2) 流通業務施設等に面する部分
- (3) 幅員6メートル以上の道路に接する部分
- (4) 前各号に掲げる以外のもので、隣接地の土地利用上やむを得ないと認められる場合

【参考】◇愛知県開発審査会基準第9号の運用基準第5項第2号ただし書